

学校法人大阪YMC A
役員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪YMC A（以下「この法人」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受け
る財産上の利益であって、この法人の給与規程に基づくもの及び60歳以降の契約更新に関する
規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費
をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員の報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 役員が職務の執行に当たって第2条第5号の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(備付け)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第47条の2に定める報酬等の支給の基準とし
て学校法人の事務所に備え置く。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。